

「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(姫路市指定 第2873400200号)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。わかりにくいことがあれば遠慮なくご質問下さい。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護3」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

【目次】

1. 施設経営法人	2
2. ご利用施設	2
3. 施設利用対象者	2
4. 居室の概要	3
5. 職員の配置状況	3
6. 当施設が提供するサービスと利用料金	4
7. 施設を退所していただく場合	9
8. 身元引受人	12
9. 苦情の受付について	12
10. サービス提供における事業者の義務	13
11. 施設利用の留意点	14
12. 事故発生時の対応について	15
13. 損害賠償の対応について	15
14. 虐待の防止について	16
15. 身体的拘束等について	16
16. 非常災害対策	16
17. 衛生管理等	17
18. 業務継続計画の策定等について	17

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 徳宗福祉会
- (2) 法人所在地 兵庫県姫路市香寺町須加院 3 3 8 - 5 0 6 番地
- (3) 電話番号 0 7 9 - 2 6 4 - 5 5 6 7
- (4) 代表者氏名 理事長 田 仲 勝
- (5) 設立年月 平成 6 年 4 月 28 日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類の種類 指定介護老人福祉施設・平成 12 年 5 月 2 日指定
兵庫県 2 1 0 0 - 1 6 2 6 号
- (2) 施設の名称 特別養護老人ホーム香照苑
- (3) 施設の目的 特別養護老人ホーム香照苑は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。
- (4) 施設の所在地 兵庫県姫路市香寺町須加院 3 3 8 - 5 0 6
- (5) 電話番号 0 7 9 - 2 6 4 - 5 5 6 7
- (6) 施設長（管理者）氏名 丸山 茂毅
- (7) 当施設の運営方針 当施設は利用者個々の基本的人権を尊重し、個別処遇方針に基づいて、残存機能の維持または向上を目的に安心・安全・快適な日常生活を営めるよう努めます。
- (8) 開設年月 平成 6 年 5 月 1 日
- (9) 入所定員 5 8 人

3. 施設利用対象者

- (1) 当施設に入所できるのは、原則として介護保険における要介護認定の結果、「要介護 3」と認定された方が対象となります。
また、入所時において「要介護 3」の認定を受けておられる入所者であって、将来「要介護」認定者でなくなった場合には、退所していただくこととなります。
- (2) 入所契約の締結前に、事業者から感染症等に関する健康診断を受け、その診断書の提出をお願いする場合があります。
このような場合には、ご契約者は、これにご協力下さるようお願いいたします。

4. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、下記のとおり
の部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨
お申し出下さい。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に
沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
個室 (1 人部屋)	1 6 室	面積=13.44 m ² 洗面所有
2 人部屋	1 1 室	多床室 面積=21.76 m ² 洗面所有
4 人部屋	8 室	多床室 面積=43.27 m ² 洗面所有
合 計	3 5 室	
食堂	1 室	
機能訓練室	1 室	[主な設置機器] レッグプレス、ワニワニパニック
浴室	1 室	一般浴・機械浴・特殊浴槽
医務室	1 室	
静養室	1 室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務
づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き
状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居
室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定
するものとします。

☆居室に関する特記事項：トイレは居室外になります。必要に応じてポータブルト
イレ等をご利用戴けます。また、ベッド、整理ダンス等は付属設備をご利用戴けま
す。尚、各居室毎に洗面台が設置されております。

5. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、
以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

(短期入所生活介護事業に勤務する職員数を含む)

職 種	常勤換算	備 考
1. 施設長 (管理者)	1 名	同施設内の他の事業所と兼務
2. 介護職員	2 0 名以上	
3. 生活相談員	1 名以上	
4. 看護職員	3 名以上	
5. 介護支援専門員	1 名	介護職員と兼務する場合がある

6. 医師	1名以上	嘱託医 週1回隔週来苑診療
7. 管理栄養士	1名以上	同施設内の他の事業所と兼務

※ 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師	木曜日（第1・3・5）14:00～14:45
2. 介護職員	早出： 6:30～15:30 日中： 9:00～18:00 遅出：10:00～19:00 夜間：18:00～ 7:00 3名
3. 看護職員	早出： 8:30～17:30 日中： 9:00～18:00 遅出： 9:30～18:30

☆土日は上記と異なります。

〈配置職員の職種〉

- 生活相談員 ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
- 介護職員 ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
- 看護職員 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をいたします。日常生活上の介護、介助もいたします。
※ 入所定員58名に対しまして20名以上の介護・看護職員を配置しております。
- 機能訓練指導員 ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
- 介護支援専門員 ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
生活相談員が兼ねる場合もあります。
- 嘱託医 ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
1名の嘱託医を配置しています。

6. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 当施設が提供する介護保険の給付対象サービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常7割～9割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①居室の提供

②食事

- ・ 当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食：8:00～ 昼食：12:00～ おやつ：15:00～ 夕食：18:00～

③入浴

- ・ 入浴又は清拭を週2回行います。
- ・ 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

- ・ 看護師等により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理

- ・ 医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

⑧定例行事及び全員参加するレクリエーション

- ・ 年間を通じて記念行事等を行います。
- ・ 毎月の誕生会や地域交流会
- ・ クラブ活動として、習字・音楽・音楽療法

<サービス利用料金(1日あたり)>（契約書第6条参照）

別表の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居室と食事に係る標準自己負担額の合計

金額をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

☆ご契約者に介護保険料の未納がある場合には、自己負担額については別表と異なることがあります。

☆新規入所された場合もしくは 30 日を越えて入院した後に施設へ戻られた場合には、最初の 30 日間分について、初期加算を算定します。

初期加算分の 1 日当りの自己負担額は、別表の料金表をご参照してください。

また、退所前後の指導や、退所時の相談援助の場合には、自己負担額の加算があります。

☆精神科医の療養の指導等を充実させた場合には、別表以外に厚生労働省が定める基準に従いご負担いただくこととなります。

(2) 介護保険給付対象外サービス(契約書第 4 条、第 6 条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① ご契約者が使用する居室料

ご契約者が利用する従来型個室・多床室を提供します。

利用料金：別表の料金表をご参照ください。

② ご契約者の食事の提供

ご契約者の栄養状態に適した食事を提供します。

1 日(3 食)の食事費に係る利用料金：別表の料金表をご参照ください。

③ 特別な食事の提供

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：特別な食事に要した追加の費用

④ 理髪・美容

[理髪サービス]

月に5回程度、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃）をご利用いただけます。

利用料金：別表の料金表をご参照ください。

⑤ 貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細については、以下のとおりです。

- 管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金
- お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届出た印鑑、有価証券、年金証書
- 保管管理者：施設長
- 出納方法：手続の概要は以下のとおりです。
 - ・ 預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
 - ・ 保管管理者は上記届出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
 - ・ 保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。
- 利用料金：別表の料金表をご参照ください。

⑥ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑦ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

利用料金：1枚につき 20円

⑧ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

衣服、スリッパ、歯ブラシ等、日常生活用品の購入を代行いたします。

費用としては、代金の実費をいただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑨ 入院期間中のおむつ及び洗濯の費用

ご契約者が入院された場合、入院期間中に必要となるおむつ及び洗濯に掛かる費用は実費負担していただきます。

洗濯物については、当事業所にて病院から引き取り、洗濯、病院への持参の一連のサービス提供は可能です。その場合の費用は洗濯代金として1回につき500円のご負担をお願いします。

⑩ 契約書第21条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室明け渡された日までの期間に係る料金

(1日あたり食事代も含む)

従来型個室

ご契約者の要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
料 金	13,000円	13,000円	13,000円	13,000円	13,000円

多床室

ご契約者の要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
料 金	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円

ご契約者が、要介護認定で自立、要支援1または要支援2と判定された場合10,000円(1日当り)

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の無いよう変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第6条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

- | |
|---|
| ア. 窓口での現金支払
イ. 下記指定口座への振り込み
但陽信用金庫 香呂支店 普通預金 5 1 2 3 7 5 6
口座名 香照苑
ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし
ご利用できる金融機関：但陽信用金庫、JA兵庫西、郵便局 |
|---|

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	北条田仲病院
所在地	加西市北条町北条391-3
診療科	内科、整形外科、泌尿器科、放射線科

医療機関の名称	小林眼科
所在地	香寺町中仁野字蔵ノ町262-1
診療科	眼科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	岡田歯科医院
所在地	姫路市神子岡前3-12-17ゆめタウン姫路6F

7. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。(契約書第15条参照)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
|---|

(1) ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第16条、第17条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出く

ださい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合② ご契約者が入院された場合③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|--|

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 18 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合④ ご契約者が連続して 3 ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合*⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合 |
|---|

※契約者が病院等に入院された場合の対応について*（契約書第 20 条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等の短期入院の場合

1ヶ月につき6日以内（連続して7泊、複数月にまたがる場合は12泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

（1日あたり320円）

②上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、短期入院の期間内は、上記利用料金をご負担いただきます。

③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。但し、契約を解除した場合であっても3ヶ月以内に退院された場合には、再び当施設に入所できるよう努めます。しかし、当施設が満室の場合には、短期入所生活介護を利用できますように努めます。

<入院期間中の利用料金>

☆上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。

なお、ご契約者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意いただく場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

（3）円滑な退所のための援助（契約書第19条参照）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

※ ご契約者が退所後、在宅に戻られる場合には、その際の相談援助にかかる費用として400円（介護保険から給付される費用の一部）をご負担いただきます。

8. 身元引受人

契約書第22条の規定に基づき、身元引受人をご指定ください。身元引受人の主な責任は次のとおりです。なお、身元引受人は、民法（債権法）に定める連帯保証人としての責務を負います。

- (1) 重要事項説明書の各条項のほか、以下の各項目に従い債務を保証
 - 1) 連帯保証人は、利用者と連帯して本契約から生じる利用者の債務を負担するものとする
 - 2) 前項の連帯保証人の負担は、極度120万円を限度とする。
 - 3) 連帯保証人の請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、遅滞なく利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、ご利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。
- (2) ご契約者の事業者に対する経済的債務ご契約者の入院に関する手続き・費用負担。
- (3) 契約終了後のご契約者の受入れ先の確保。
- (4) ご契約者が死亡した場合のご遺体及び残置物の引取り等。
- (5) 施設サービス計画書（ケアプラン）の説明面談への参加、その他ご契約者に関して必要と思われる事項

9. 苦情の受付について（契約書第22条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

【氏名】 日野 琢磨 [職名] 施設課長 西村 明久 [職名] 生活相談員

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

9：00～18：00

また、苦情受付ボックスを1階から3階の各階に設置しています。

(2) 苦情処理に伴う第三者委員

【氏名】 後藤 等 [職名] 元民生委員・児童委員・香呂地区代表
[連絡先] 079-232-2832

【氏名】 山田 恭子 [職名] 民生委員・児童委員
[連絡先] 079-232-4188

【氏名】 大野 勝彦 [職名] 香寺町須加院自治会長
[連絡先] 079-264-0095

【氏名】 大常 隆弘 [職名] 香寺町香呂自治会長
[連絡先] 079-232-0483

☆ 苦情解決責任者

[氏名] 丸山 茂毅 [職名] 香照苑施設長

[連絡先] 079-264-5567

(3) 行政機関その他苦情受付機関

姫路市介護保険課	所在地 姫路市安田四丁目1番地 電話番号 079-221-2923 FAX 079-221-2925 受付時間 8:35~17:20 月~金曜日
国民健康保険団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801 電話番号 078-332-5617 FAX 078-332-5650 受付時間 9:00~17:15 月~金曜日
第三者委員会	所在地 姫路市香寺町須加院338-506 電話番号 079-264-5567 FAX 079-264-5690 受付時間 9:00~18:00 月~金曜日

10. サービス提供における事業者の義務（契約書8条、第9条参照）

当施設は、ご契約者に対して、サービスを提供するにあたって、次のことをまもります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者に聴取、確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者にたいして、運営規定に基づいて定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定更新の申請に必要な援助を行います。
- ⑤ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑥ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為は行いません。
但し、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載するなどして、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑦ 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はその家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
但し、ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
又、ご契約者の円滑な退所のために援助を行う際に情報提供を必要とする場合

には、ご契約者の同意を得て行います。

- ⑧ 現在及び過去の年度別財務諸表、事業計画書及び事業結果報告書については、契約者のみならず閲覧を希望する全ての来苑者に閲覧していただけます。

1 1. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込み制限

入所にあたり、社会通念上日常生活に必要なもの以外は持ち込むことはできません。

(例) 危険物・ペット（小動物）等

(2) 面会

面会時間 9：00 ～ 19：00

来訪者は、必ずその都度職員に届けてください。

尚、来訪される場合、原則として金品・飲食物の持ち込みは、ご遠慮ください。

(3) 外出・外泊（契約書第 23 条参照）

外出・外泊をされる場合は、2 日前までにお申し出ください。

葬儀への参加など緊急やむを得ない場合には、この届出は当日になってもかまいません。但し、外泊については、原則として最長で 7 日（月がまたがる場合は、最大で連続 13 泊）とさせていただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までに申出ください。前日までに申出があった場合には、別表 1（サービス利用料金表記載参照）に定める「食事に係る自己負担額」は徴収いたしません。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 10 条、11 条参照）

☆ 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用ください。

☆ 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により現状に復していただくか又は、相当の代価をお支払いいただく場合があります。

☆ ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立入り、必要な措置を取ることが出来るものとします。

但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

☆ 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

1 2. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、ご契約者やその家族に対して速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

1 3. 損害賠償の対応について（契約書 12 条、第 13 条参照）

(1) 当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

但し、その損害の発生について、ご契約者側に故意又は過失が認められる場合においてご契約者の置かれた心身に状況を勘案して相当と認められるときには、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

(2) 事業者は自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ、以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ① 契約者（その家族、身元引受人等も含む）が、契約締結に際し、契約者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ② ご契約者（その家族、身元引受人等も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ③ ご契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- ④ ご契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

1 4 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に上げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	生活相談員 西村 明久
-------------	-------------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所授業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知します。

- (6) 成年後見制度の利用を支援します。
- (7) 従業員が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業員が入所者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

1.5 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷行為等のおそれがある場合など、利用者本人または他者の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最低限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状態、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容について記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性…直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他者の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性…身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性…利用者本人または他者の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

1.6 非常災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）	在宅係長 田中 秀長
--------------------	------------

- (2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に通知します。
- (3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
避難訓練実施時期：(年2回)
- (4) (3)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように連携に努めます。

1.7 衛生管理等

- (1) 入所者の使用する施設、食器その他の整備又は飲用に供する水について、衛生的な管理を努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を2か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対して、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。
 - ④ ①～③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

1.8 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム香照苑

説明者職名 氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契約者兼利用者

住所 _____

氏名 _____

身元引受人

住所 _____

氏名 _____

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者

住所 _____

氏名 _____ (契約者との関係 _____)

立会人

住所 _____

氏名 _____ (契約者との関係 _____)